

信州健康ゼロエネ住宅助成金 Q & A (暫定版)

(令和4年7月28日)

【新築タイプ】

| | 質 問 | 回 答 | 備考 |
|---|--|---|------------|
| 1 | 店舗や事務所との併用住宅は、対象になりますか。 | 店舗併用住宅の場合は、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満のものが対象となります。 | |
| 2 | 県内に支店や営業所がある会社が請け負いますが、助成金の対象になりますか。 | 要綱第3別表第1基本項目3「県内に主たる事務所を置く者」とは、登記上の本店が県内にあることとしていますので、支店や営業所のみが県内にあっても対象とはなりません。 | |
| 3 | 最低基準等に適合することを示すにあたり、「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」を使用する場合、最新 ver. を使用する必要がありますか。 | 最新の ver. を使用してください。 | |
| 4 | 最低基準等に適合することを示すにあたり、『標準計算ルート』のほか、『簡易計算ルート【外皮面積を計算しない方法】』で評価しても良いですか。 | 『標準計算ルート』のほか、『簡易計算ルート【外皮面積を計算しない方法】』で評価することが可能です。 『簡易計算ルート【モデル住宅法】』や『仕様ルート』では、外皮平均熱貫流率や一次エネルギー消費量の数値が確認できないため、本助成金の申請には使用することができません。 | |
| 5 | 別荘は助成対象になりますか。 | 別荘は対象外です。助成対象者は、自ら居住するために県内に住宅を新築する者です。 実績報告時に申請者が助成対象住宅に住所を移した住民票の提出が必要になります。 | |
| 6 | 【フラット35】の金利の引下げを受けることはできますか。 | 令和4年7月1日より【フラット35】地域連携型の金利の引下げを受けることができます。住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型のページ URL : https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html | R4.6.29 更新 |
| 7 | 他の補助金と併用はできますか。 | 地域型住宅グリーン化事業、戸建住宅ZEH化等支援事業、グリーン住宅ポイ | |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | | <p>ント制度など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。</p> <p>ただし、要綱第3要領第6「知事が別に定める補助金等」に該当する場合は併用可能です。</p> | |
| 8 | 連名で申請する場合はどうなりますか。 | <p>連名（例：夫婦）で申請することは可能ですが、連名で交付申請をした場合は実績報告書（添付書類も含めて）も連名である必要があります。ただし助成金振込先の口座はどちらか一人の口座となりますので、交付請求者はどちらか一人となり、もう一人の方の委任が必要となります。</p> | |
| 9 | 必要壁量について1.25倍又は1.5倍になっている確認は構造計算書等で確認しますか。 | <p>壁量計算書等で必要壁量を確認します。</p> | |
| 10 | 伝統技能の活用における左官仕上げの「その他のこて塗仕上げ」にはどういった仕上げ材料までが含まれますか。 | <p>左官仕上げの「その他」については、「こて塗仕上げ」とするものは対象となります。こて塗が確認できる書類を添付願います。</p> | |
| 11 | 伝統技能の活用における木製建具の見付面積とは、片面のみの面積でしょうか。 | <p>片面のみの面積となります。</p> | |
| 12 | 太陽光発電設備の設置工事を建物本体工事の工事請負者ではなく、別の県内事業者が同じタイミングで設置する場合は、基本項目すべてに該当する住宅として対象となりますか。 | <p>建築本体工事と太陽光設備設置工事を別契約としても対象となります。交付申請時にそれぞれの契約書の提出をお願いします。</p> <p>また、完了検査時にはすべての工事の完了を確認します。</p> | |
| 13 | 交付申請時に必要な関係書類は、要綱別表第2に記載がありますが、基本項目及び選択項目の適合を証明するための添付書類を他に提出する必要がありますか。 | <p>適用する基準に応じて、適合を証明する書類の提出をお願いします。</p> <p>（例：壁量計算書、伝統技能項目の使用量がわかる拾い表、展開図、木拾い表等）</p> | |
| 14 | 県産材について、新築タイプの基本項目では、仕上げ材 30㎡とあり、 | <p>新築タイプについては仕上げ材のみ、リフォームタイプについては仕上げ材以外の部分も対象となります。ただし、</p> | |

| | | | |
|----|---|---|------------------------------|
| | リフォームタイプでは仕上げ用板材又は合板とありますが、新築タイプでは合板は対象外でよいでしょうか。 | 新築タイプであっても、仕上げとして合板表しとする場合は合板も対象となります。 | |
| 15 | 選択項目の県が定めるゼロエネルギー達成についてどのような資料をつければよいでしょうか。 | 知事が別に定めるゼロエネルギー判定シートに記入をし、申請時に提出願います。 | R4. 5. 13 更新 |
| 16 | 住宅に個人が費用を負担して太陽光発電設備を設置せずに、事業者負担で太陽光発電設備を設置する場合(屋根貸し・PPA 事業等)は、基本要件 9 及び選択項目 5 の取り扱いはどうなりますか。 | 太陽光発電設備の設置に関しては、掛かり増し費用に対する助成のため、設置に際し個人が負担しない場合は、基本項目 9 及び選択項目 5 に該当しません。 また、費用を負担する場合であっても、設備自体に費用を負担しない場合は対象となりません。(工事費への負担等) | R4. 5. 20 更新 R4. 7. 28 更新 |
| 17 | 助成対象に枠組み壁工法は含まれますか。 | 現時点では、木造在来工法(軸組工法)を対象としているため、枠組み壁工法は助成対象に含まれません。 | R4. 5. 26 更新 |
| 18 | 住宅の新築工事の発注にあたり工務店等との一括契約ではなく、専門事業者と直接契約をする方式を採用する場合は、助成金の対象となりますか。 | 専門事業者と直接契約をした場合であっても、「県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること」が確認できれば、助成金の対象となります。 「工事内容」、「請負代金の額」、「県内に主たる事務所があることを確認できる記載」等を明示した専門事業者ごとの契約書を提出いただくようお願いいたします。 | R4. 6. 3 更新 |
| 19 | 伝統技能の活用で対象となる木製建具の種類は、例示されているもの以外は認められないのでしょうか。 | 県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具であれば対象とします。 | R4. 7. 28 更新 |

【リフォームタイプ】

| | 質 問 | 回 答 | 備 考 |
|---|--|--|-----|
| 1 | 店舗や事務所との併用住宅は、対象になりますか。 | 店舗併用住宅の場合は、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 1/2 未満のものが対象となります。 | |
| 2 | 県内に支店や営業所がある会社が請け負いますが、助成金の対象となりますか。 | 要綱第 16「県内に主たる事務所を置く者」とは、登記上の本店が県内にあることとしていますので、支店や営業所のみが県内にあっても対象とはなりません。 | |
| 3 | 他の補助金と併用はできますか。 | 地域型住宅グリーン化事業、戸建住宅 Z E H 化等支援事業、グリーン住宅ポイント制度など、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。 ただし、要綱第 14 要領第 6「知事が別に定める補助金等」に該当する場合は併用可能です。 | |
| 4 | 別荘は助成対象になりますか。 | 別荘は対象外です。助成対象者は、県内の住宅のリフォーム工事の行う者で、県内に居住する、又は、移住者です。 実績報告時に申請者が助成対象住宅に住所を移した住民票の提出が必要になります。 | |
| 5 | 連名で申請する場合はどうなりますか。 | 連名（例：夫婦）で申請することは可能ですが、連名で交付申請をした場合は実績報告書（添付書類も含めて）も連名である必要があります。ただし助成金振込先の口座はどちらか一人の口座となりますので、交付請求者はどちらか一人となり、もう一人の方の委任が必要となります。 | |
| 6 | リフォームの対象室に新たに窓等の開口部を設ける場合は、どのような取扱いになりますか。 | 当該開口部の断熱性能は、告示基準を満たす必要があります。（告示基準：要領第 8） また、当該開口部の設置工事は「外気等に接するすべての建具の断熱性能を向上させる工事」として助成対象になります。 なお、当該開口部以外の既存の開口部や壁、床等のリフォーム工事が助成 | |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | | 要件を満たしていることが前提となります。 | |
| 7 | 基本額対象室として寝室を選択する場合で、住宅に寝室が複数ある場合は、すべての寝室の断熱性能を向上させる必要がありますか。 | <p>寝室が複数ある場合であっても、いずれか1室の断熱性能を向上させることで助成対象になります。</p> <p>複数の寝室の断熱性能を向上させる場合は、1室を基本額対象室とし、その他の室を加算額対象として申請してください。</p> | |
| 8 | <p>要領第17別表第4対象工事⑥の「便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事」は、必要な内法寸法が既に確保されている便所又は浴室のリフォームも加算対象になりますか。</p> <p>(必要な内法寸法：要領第12に定める寸法)</p> | <p>必要な内法寸法が確保されていない便所又は浴室とその周辺を改修して、新たに必要な内法寸法を確保することとなる工事が加算対象となります。</p> <p>また、既存部分の便所又は浴室では必要な内法寸法が確保されていない場合における増築工事で、増築部分に必要な内法寸法を確保した便所又は浴室を設ける場合も加算対象となります。</p> | |
| 9 | 既存部分の改修を行わない増築工事も助成対象になりますか。 | 既存部分の断熱性能が低い浴室及び脱衣室又は寝室に代わる室を増築部分に設置する工事は、助成対象工事(断熱性能を向上させる工事)として取り扱います。 | |
| 10 | 既存部分の改修にあわせて増築する場合は、増築部分も加算対象になりますか。 | 増築部分も含めて、助成対象工事として取り扱います。 | |
| 11 | 離れの工事は助成対象になりますか。(離れ：建築基準法上、母屋と同一敷地内にあると判断される、住宅の一部) | 離れの工事も助成対象になります。 | |
| 12 | 父親が所有する住宅をリフォームして子が居住する場合は、どちらが申請者になりますか。 | リフォーム工事の発注者が申請者になります。 | |
| 13 | 県内在住者が、リフォームして県内の別の住 | リフォーム後に転居して居住することとなる住宅は、自ら居住する住宅と | |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | 宅に住み替える場合も助成対象になりますか。 | して助成対象になります。 | |
| 14 | 県外在住者が、県内に存する親族所有の住宅に住み替える場合は、移住者に該当しますか。 | <p>交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から実績報告書の提出日まで</p> <p>に県外から助成対象住宅に住所を移した者は、移住者に該当します。</p> <p>住宅所有者との関係や、過去の居住地（Uターンなど）は問いません。</p> | |
| 15 | リフォーム工事はいつから着手できますか。 | 補助金の交付決定があった日以降にリフォーム工事の契約及び工事着手をすることが必要です。 | |
| 16 | <p>断熱性能を向上させる工事として助成対象となる「外気等に接する壁、床、天井又は屋根」とは、基準省令※第1条第1項第2号イ(1)で定める外皮と同じ考えでしょうか。</p> <p>※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日付け経済産業省令・国土交通省令第1号）</p> | <p>基準省令で定める外皮の部分を指します。</p> <p>ただし、対象となる空間を断熱材等で包み込む場合は、外皮に該当しない部分を含めて助成対象とすることができます。</p> <p>（外皮と同じ基準値とする必要があります。）</p> | |
| 17 | 交付申請書に添付する工事見積書の写しは、見積書の一式全てを提出する必要がありますか。 | 見積書の鑑と総工事費が分かる部分及び当該工事に係る部分を提出してください。 | |
| 18 | 自分で自分の家のリフォーム工事を行う場合は、助成の対象になりますか。 | 対象となりません。県内に主たる事務所（本店）を置く建設業者（個人経営の地域工務店及び個人の大工を含む）と請負契約等をして工事を実施する場合は対象となります。 | |
| 19 | 県産木材を使用する場合、仕上げ用板材と合板の両方を使用した場合はどうなりますか。 | 合計の使用量で助成単価：2,000円/㎡により助成額を算出します。 | |

| | | | |
|----|---|--|------------|
| 20 | 助成対象工事の 10 m ² 以上を断熱改修する工事は、基本額対象室のみで 10 m ² 以上を断熱改修する必要がありますか。 | 「浴室と脱衣室」又は「寝室」のどちらか一方の室で外気等に接する壁・床・天井・屋根の 10 m ² 以上を断熱改修する工事が対象となります。（「浴室と脱衣室」と「寝室」の合計ではありません。） | |
| 21 | 交付申請時に必要な関係書類は、要綱別表第 5 に記載がありますが、基準への適合等を証明するための添付書類を他に提出する必要がありますか。 | 適用する基準に応じて、適合等を証明する書類の提出をお願いします。 （例：伝統技能項目の使用量がわかる拾い表、展開図、木拾い表 等） | |
| 22 | 窓の全面改修とありますが、窓に玄関ドアや掃き出しサッシ、勝手口は含まれますか。 | 玄関ドアや勝手口は含まれません。 掃き出し窓は窓に含まれます。 | |
| 23 | 伝統技能の活用に関して、畳の表替えや木製建具の建付け直しは対象となりますか。 | 畳の表替えや建具の建付け直しのような維持管理上の修繕は対象となりません。 | |
| 24 | リフォームにおける助成額を算出する際の対象工事費の範囲を教えてください。 | リフォーム工事の助成額を算出する際には、対象工事だけでなく、工事影響範囲に係る解体・復旧工事や必要となる足場等の仮設工事等も含むことができます。 経費に関しても、対象工事となる直接工事費分の経費は対象とすることができます。 また、対象外となる工事を含んだリフォーム工事の場合は、工事対象内外がわかる内訳書等の提出をお願いします。 対象工事費がわかるように、提出いただく内訳書の中で対象工事に該当する項目や金額を明確にしてください。 | |
| 25 | 伝統技能の活用で対象となる木製建具の種類は、例示されているもの以外は認められないのでしょうか。 | 県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具であれば対象とします。 | R4.7.28 更新 |

※Q&A 内の用語の整理

- ・ 要綱：信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱
- ・ 要領：信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要領

更新履歴

- ・ 令和 4 年 5 月 12 日
- ・ 令和 4 年 5 月 13 日
- ・ 令和 4 年 5 月 17 日
- ・ 令和 4 年 5 月 20 日
- ・ 令和 4 年 5 月 26 日
- ・ 令和 4 年 6 月 3 日
- ・ 令和 4 年 6 月 29 日
- ・ 令和 4 年 7 月 28 日